

京都市聴覚言語障害センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第88号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市聴覚言語障害センターの管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市聴覚言語障害センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第88号

京都市聴覚言語障害センター条例の一部を改正する条例

京都市聴覚言語障害センター条例の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第7条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第4条第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に、「第8条の規定に基づきセンターの管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（利用制限）」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「かけ、」を「掛け、」に、「かける」を「掛ける」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) センターの維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市聴覚言語障害センター（以下「センター」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)